

(三) 熊野商工会と熊野毛筆組合の變遷

1. 熊野商工会

すでに述べたように、毛筆業はその生産形態や發達の過程からみると個人営業としての色彩が濃厚であつた。それは現在にも通じる問題を持つてゐるが、明治から大正にかけて毛筆の需要が増加するにつれて、個人プレーの営業形式はやゝもすれば業者の不統一を招くことがあり、この意味に於て町としても勸業係を設けて、毛筆の製造、販売の指導斡旋等に乗りに出してゐた。勿論この間に業者の自覚的な団体の設立もあつたが、それらが熊野町の商工業関係者を網羅して大きく結実したのが、大正十五年十二月四日に發足した熊野商工会である。

熊野商工会はその名の示すとおり熊野町の經濟の中核体である商業、工業関係者をもつて構成されており、その活躍は多方面にわたつてゐる。

熊野商工会員職業別分類表
(昭 32, 10 現在)

備考	熊野商工会員職業別分類表									
	織維品	電氣器具	用品雜貨	文具、日	軸及加工	原毛	筆刷	毛筆、画	普通會員	特別會員
1. 商工会資料により作製	1	1	3	1	1	1	5	4	4	吳地
2. 会費は特別會員五〇〇円、普通會員二〇〇円	1	1	6	1	2	2	1	3	4	出来
	8	2	2	9	1	9	3	4	2	中溝
	1	1	5	1	2	1	1	2	1	萩原
	1	1	4	1	1	1	3	1	4	城之堀
	1	1	1	1	1	1	3	4	1	初神
	1	1	5	1	1	1	1	5	1	新宮
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	計
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	区分
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	吳地
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	出来
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	中溝
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	萩原
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	城之堀
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	初神
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	新宮
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	計
	1	0	3	5	3	2	4	5	1	計

中でも毛筆業の振興に尽くした功績は偉大であり、その事績は一つ／＼数え挙げることは困難であるが、歴代商工会長とその主な事績を掲げておきたい。

年月	会 長	商 工 会 事 績	年月	会 長	商 工 会 事 績
大十五年五月	尺田徳太郎	懸案の熊野商工会結成	昭十三年	井原 東	原毛を中国より直輸入、戦時中軍部に直接筆を納める(商業組合)
昭二年九月	神鳥林右衛門	商立会振興対策軌道に乗り始める	十四年三月	伊藤 源七	原毛を満洲より直輸入(商業組合)
三年七月	城本 穰一	獣毛消毒場建設を始める	十五年七月	立道久太郎	戦時の毛筆対策、戦後の税務対策及び小学校の毛筆習字復活に努力
四年三月	横山万次郎	熊野商工会内発行	三十二年四月	高本 正	商道講習会、筆の都熊野増訂版発行
九年	立道久太郎	第一回全国書道展覧会開催、筆祭、熊野商工会組合を結成			

なお昭和三十三年現在の役員表は次のとおりである。

熊野商工会現職役員表 (順不同)

職 名	氏 名	名
常任顧問	城本 勝 司	
顧問	尺田公、井原東、伊藤実雄、三村義人、立道久太郎、馬上次内、南崎高市	
会 長	高 本 正	
副会長	井原 卓 藏、原田 彦 士	
常務理事	久保田 正 寛、神鳥林右衛門	
理 事	中井盛人、宗像豊、馬上義明、菅田輝彦、山中義四郎、友井一衛、伊藤源藏、友岡清、久保田正寛、宗盛智恵美、立道久太郎、本迫照暁、神鳥光司、立花 豊、時光寛、岡田繁一、友岡孝三、尺田公	
監 事	神 鳥 榮、荒 谷 鉄 治	
事務局長	籤 本 正 寛	

なお以下に述べようとする熊野毛筆組合は熊野商工会の一つの分身であり、毛筆事業に対する実行機関としての役割を持つていると言つてよい。

2. 熊野毛筆組合の変遷

イ 熊野毛筆商業組合

商業組合法の制定に伴い、昭和十年本町の毛筆業運営の前進を企図し毛筆商業組合の設立を見た。毛筆の製造販売に関することは、先に商工会が誕生し、指導と助言が加えられていたが、湯川県知事らの肝入りで創立の運びに至つたのである。この毛筆商業組合が幾変遷して現在の毛筆事業協同組合になる。商業組合の事績は大きい、その第一に数えられるのは原毛の共同購入である。従来、原毛の入手は大阪方面の商社を通じて行われていたが、大蔵省の認可を得て支那事変勃発の年である十二年の末から十三年にかけて中支から原毛を直輸入することに成功した。ひき続き十五年からは満洲から原毛が入つてきた。当時、中支、満洲方面にわたつて直接その衝にあつたのは藤河玉三氏らであつた。

名称	設立	年	理事長	出資口数	一口金額	組合員
熊野毛筆商業組合	昭和十年一月八日	一〇年	城本穰一	一一六	五〇円	五二人
		一一一	〃	一一八	〃	五四
		一二二	〃	一三九	〃	五八
		一三三	〃	二三四	〃	七四
		一四四	〃	二七〇	〃	七五
		一五五	〃	八八一〇四三	〃	一一二

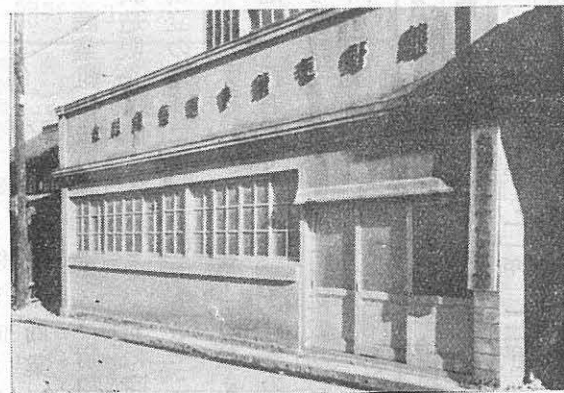
一、毛筆事業に必要な物品の協同購入
 二、毛筆の信用保持に必要な対策
 三、毛筆事業の統制
 四、協同販売
 五、調査研究

第二は毛筆を軍部に納入したことである。これも以前は大阪方面の商人等のあたるところであつたが、これにかわつて熊野毛筆が直接組合の手を通じて行われることになつたのである。こゝには昭和初年に建設された獣毛消毒場の活躍があつた。設立当時の出資口数は表に示すように百二十六口であるが、その内訳は次のとおりである。

組合の実績の一例を数字で示すと、設立以来五ヶ月の共同仕入金額は五千百余万円、共同販売では一千四百円であつた。毛筆の販売

口数	組合員	出資口数	金額
一	三一	三一	一、三六四
二〇五	一八	六八	二、九九二
六一〇	三	二七	一、一八八
計	五二	一二六	五、五四四

業の内容は表のとおりである。



熊野毛筆事業協同組合

法は毎月二十五日までに申込を受け、翌々月の五日を期限として清算し仕入は同じく毎月二十五日に締切り、翌月十日を目途とした。

口 広島県毛筆工業組合

工業組合法の制定とともに広島県毛筆工業組合が設立された。わが国が太平洋戦争緒戦の戦勝に湧いていた昭和十七年のことである。その事

名称	設立	年	理事長	出資口数	一口金額	組合員	業	事	地区
広島県毛筆工業組合	昭和十七年三月二十三日	一七年	伊藤実雄	二、七九〇	五〇円	二四一人	一、製品設備の検査取締 二、統制及び製品の販売 三、営業に必要な物品の供給 四、資金の貸付、貯金の受入 五、営業に関する指導研究調査	広島県一円	
広島県毛筆統制組合	昭和十九年七月十三日	一九年	梶山俊吾	三、九五一	五〇円	二五五	一、毛筆に関する統制指導 二、仕入販売 三、調査研究 四、毛筆の検査 五、事業資金寄託引受	広島県一円	

○ 広島県毛筆統制組合

太平洋戦争が苛烈となつた昭和十九年、統制組合法の施行と共に、

本町を中心とする毛筆製造業者や卸売業者は国策に順応すべく広島県毛筆統制組合を設立した。その性格は戦時統制で組合としては資材、需要、検査の三部を設けてその運営にあつたが、戦争末期の人や資材の不足と国民経済一般の苦悩はこの組合にも反映しないではいかなかった。

ハ 熊野商工業協同組合

敗戦という大きな痛みは、国民生活を一時奈落の底につき落したと言つてよい。然し食うことにも困る生

名称	設立	年	理事長	出資口数	一口金額	組合員	業	事	地区
熊野商工業協同組合	昭和二十二年四月十一日	二二年	城本穰一	九六四	五〇円	二〇六人	一、仕入販売協同施設 二、取扱品の検査 三、毛筆事業の指導研究調査 四、事業資金の貸付、貯金の受入	熊野、昭和、熊野跡一円	

備考
 1. 一口金額の増加したのは経済事情変化の為増資
 2. 毛筆の制度廃止に伴い、検査事業 unnecessary になる
 3. 刷毛部設置

活をバツクとした学校教育にも、書道教育の必要は恐らく国民一般の生活であつたと思うが、二十二年の新学制の実施と共に、小学校から書道教育が姿を消した。この年に熊野商工業協同組合が発足した。新しい組合には事業経営の合理化、良心的生産の実施、品質の向上等に民主的運営の機運がきざしてきたところに、先の統制組合との相違が見られるが、こゝに書道教育不振という新しい課題に直面しなければならなかった。

この対策としては小学校における書道教育の復活に努力すること、画筆や刷毛の生産に留意すること、輸出の振興に力を注ぐことの三つである。ところが、学校特に小学校に於ける書道の復活には国民文化向上の立場から、その道の有識者や一般の世論を背景として、町を挙げて努力してきた。画筆の生産は町の新しい課題であつたが、この頃から飛躍的に増大してきた。

貿易については今後の課題でもあるが、同じく二十二年頃には毛画筆の輸出計画、輸出申請、製品の選定並びに品種の研究改良、価格の審査、原料の斡旋、製品の集荷等を事業目的として毛筆輸出組合の動きも一部

に見られたことを附記したい。実はこうしたことは熊野商工業協同組合の課題でもあつたし、関係機関は勿論町民の声でもあつた。

ニ 熊野毛筆事業協同組合

昭和二十五年二月、熊野商工業協同組合はバトンを熊野毛筆事業協同組合に渡した。そして現在に至つて

名称	設立	年	理事長	出資口数	一口金額	組合員	事業
熊野毛筆事業協同組合	昭和二十五年二月二十七日	二五年	城本 穰一	四八五	一、〇〇〇円	五五人	一、共同販売、購入加工 二、団体協約の締結 三、毛筆経営技術の向上 四、組合員の福利厚生 五、組合員に対する事業資金の貸付、組合員のための借入 六、金融機関等に対する債務の保証、金融機関の委任を受け てる組合員に対する債権の取立
		二六年	城本 勝司	八五五	〃	七一	
		二七年	〃	八八〇	〃	〃	
		二八年	〃	一、〇五一	〃	七八	
		二九年	〃	一、一二六	〃	〃	
		三〇年	〃	一、一九一	〃	七九	
		三一年	〃	一、三三九	〃	〃	
		三二年	〃	一、三五〇	〃	八〇	

いるが、この間、(昭和二十六年)小学校四年生からの毛筆習字が復活し、それに伴つて毛筆業も社会の書道熱と共に年々発展の域をたどつてゐる。このことは上の表にも十分あらわれてゐる。

画筆についても同じことが言える。たゞし問題はこ

れで解決したのではなく、小学校に於ける習字教育の完全実施(教育課程の改訂)、書画教育の前進に伴う品質改良と、進展する社会が要請する毛(画)筆産業の新分野開拓等、問題は山積しているが、これらの課題も毛筆事業協同組合も分担すべきであり、かくて不断の精進を続けているのである。